

# 佐賀型気候風土適応住宅の基準

令和7年12月19日策定

令和8年2月1日施行

佐賀県内所管行政庁

(佐賀県、佐賀市)

## 目次

1. 気候風土適応住宅とは	・・・ 1
2. 気候風土適応住宅の基準	・・・ 1
3. 佐賀型気候風土適応住宅の基準	・・・ 2
(1) 基準を定める目的	・・・ 2
(2) 基準の適用	・・・ 3
① 対象区域	
② 対象住宅	
③ 用語の定義等	
(3) 佐賀型気候風土適応住宅の基準	・・・ 3
別紙1：佐賀型気候風土適応住宅の基準	・・・ 4
別紙2：気候風土適応住宅に係る「国が定める基準（告示基準）」 及び「佐賀型基準」チェックシート	・・・ 6
(4) 佐賀型気候風土適応住宅の基準の確認審査	・・・ 7

## 1. 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に定める省エネ基準において、断熱性能の基準に適合することが困難な建築的要素（例：両面真壁の土塗壁等）を有する住宅です。（令和元年国交省告示第786号（以下、「告示」という。））

なお、住宅の省エネ評価においては、外皮基準と一次エネルギー消費量基準の両方に適合する必要がありますが、気候風土適応住宅となることで適合が除外されるのは外皮基準の部分のみである点に注意が必要です。

## 2. 気候風土適応住宅の基準

告示には、第1項第一号に「国が定める基準」、第1項第二号に「国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準」、第2項に「所管行政庁が定める基準」が定められています。第1項第一号の「国が定める基準」は、以下のとおりです。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。
- 一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること
- イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
- ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- ハ 屋根が茅葺であること
- ニ 次の（1）及び（2）に該当すること
- （1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （i）片面を真壁造とした土塗壁であること
- （ii）片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- （iii）過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- （2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること。
- （i）屋根が以下のいずれかの構造であること
- ①化粧野地板天井
- ②面戸板現し
- ③せがい造り
- （ii）床が板張りであること
- （iii）窓の過半が地場製作の木製建具であること

### 3. 佐賀型気候風土適応住宅の基準

#### （1）基準を定める目的

佐賀県は、県北部の東西に伸びる背振山系を境として、玄海灘に面する北部は日本海型気候、有明海に面する南部は内陸型気候に分けられます。また、年間平均気温は 16°C 前後の地域が多く、年間の降水量は 1500～2400mm 程度であり、かつ日照時間が長い地域です。

こうした気候や風土に対応するため、これまで職人をはじめとする施工者、設計者によって、採光や日射遮蔽、通風や防風、防火、防水や防寒の工夫などによって地域の自然環境と暮らしを適合させ、木、茅、竹、土、石、漆喰などの自然由来の素材を活用した住まいの要素技術、またはその体系として住まいが醸成されてきました。さらに、それらの住まいが群を成すまち並みなども県内各地で継承され、また、住まいを維持、継承するための住まい手の工夫なども育まれてきました。

一方で、このような住まいは外皮基準に適合することが困難と想定される要素を含んでおり、それらは省エネ基準適合義務化によって減少することが懸念され、また、外皮などの性能を補完しつつ成立する地域の住まいづくりやその創意工夫があるとも考えることができます。以上を踏まえ、佐賀県では、住まい・住まい方、景観、それらを培ってきた材料や技術の保全および進化、未来へ継承していくため、佐賀型気候風土適応住宅の基準を定めました。

## （2）基準の適用

### ① 対象区域

佐賀県内の全域（所管行政庁：佐賀県、佐賀市）

### ② 対象住宅

木造の住宅

### ③ 用語の定義等

用語の定義や運用方法につきましては、「気候風土適応住宅」の解説

（一般社団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター）をご参照ください。

【国土交通省ホームページ掲載資料：<https://www.mlit.go.jp/common/001753442.pdf>】

## （3）佐賀型気候風土適応住宅の基準

告示第2項に基づき、所管行政庁が定める基準として、次のとおり、佐賀型気候風土適応住宅の基準を定めました。

佐賀型基準（別紙1）は、本県独自の気候風土適応住宅の基準として定めるものです。

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定や、建築主事又は指定確認検査機関による建築確認を円滑に進めるため、申請する建築物が気候風土適応住宅に該当する場合に、設計者は気候風土適応住宅に係る「国が定める基準」及び「佐賀型基準」チェックシート（別紙2）を活用し、申請書類に添付して下さい。

なお、佐賀型基準は、当面の間、運用しながら必要に応じて柔軟に見直し等を行うものとします。

令和8年2月1日施行

## 佐賀型気候風土適応住宅の基準

令和元年11月15日付け国土交通省告示第786号（以下、「告示」という。）第2項の規定により佐賀県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の一号及び二号の要件に適合するものであることとする。

## 一 次のイ又はロのいずれかに該当すること

## イ 次の（1）及び（2）に該当すること

## （1）外壁等の構造が次の（i）から（v）までのいずれかに該当すること

- （i）告示第1項第一号ニ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （ii）片面を真壁造とした木構造であること
- （iii）外壁両側が乾式の真壁造であること
- （iv）校倉造り（丸太組等）で外壁両側が木材現しであること
- （v）主となる柱梁の接合方法が伝統的な継手仕口であること

## （2）内部の非構造部分が次の（i）から（iv）までのいずれかに該当すること

- （i）告示第1項第一号ニ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
- （ii）居室の1部屋以上が竿縁天井、網代天井又は簀の子天井であること
- （iii）居室の1部屋以上が本畳又は単層無垢板張りであること
- （iv）屋内空間に1坪以上の土間（三和土）を設けていること

## ロ 次の（1）から（6）までのうち、4項目以上に該当すること

- （1）軒が深い軒庇（壁芯から垂木先端まで750mm以上）であること
- （2）軒裏が野地板現しであること
- （3）主となる屋根が棟を持つ4寸勾配以上の和瓦葺であること（軒先周り、下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）
- （4）外壁の仕上げが無垢板張り、漆喰塗等（砂漆喰・モルタル塗りを含む）であること
- （5）内部の建具の過半が地場製作による建具（引き戸を推奨）であること
- （6）内部の壁の過半を真壁造とし、仕上げが無垢板壁、塗壁等の自然素材によるものであること

二 建築計画について、次のイからルまでのうち、5項目以上に該当するものであること

- イ 対角・高低等通風に配慮した窓を設け、自然通風の取り込みに配慮した建築計画とすること
- ロ すだれ・よしずの利用や下地窓・無双窓等の日射遮蔽及び通風を両立した開口があること
- ハ 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地、広場等がある場合は、それらを活用することを含む）について、通風又は日差しに配慮した庭、樹木の配置又は木垣（ルーバー等）を設けていること
- ニ 夏場には通風、冬場には日差しの取り入れを目的とした大きな窓（開口の高さ1800mm程度、幅3600mm程度）があること
- ホ 居室の1部屋以上に断熱性能を持たせた部屋があること
- ヘ 化石燃料由来のエネルギーを使わない暖房器具（薪ストーブ等）があること
- ト 建具の開放により一体にできる二間続き部屋があること
- チ 広縁付きの部屋があること
- リ 使用する木材の過半を県産木材とすること
- ヌ 地域の植生を活用した10%以上の緑化を行うこと
- ル 地域の大工・建築職人を登用させていること

内 容		チェック
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準（2において、「気候風土適応住宅の基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合することとする。		
一 次のイからニまでのいずれかに該当するものであること		
イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること		<input type="checkbox"/>
ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		<input type="checkbox"/>
ハ 屋根が茅葺であること		<input type="checkbox"/>
二 次の（1）及び（2）に該当すること		
(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること		
(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること		<input type="checkbox"/>
(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること		<input type="checkbox"/>
(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること		<input type="checkbox"/>
(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること		
(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること		
① 化粧野天井		<input type="checkbox"/>
② 面戸板現し		<input type="checkbox"/>
③ せがい造り		<input type="checkbox"/>
(ii) 床が板張りであること		<input type="checkbox"/>
(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること		<input type="checkbox"/>
二 所管行政庁が、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したもの別に定めている場合には、これに適合していること 【佐賀県において定め無し】		
所管行政庁が、その地方の自然的・社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。		
告示第2項の規定により佐賀県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の一号及び二号の要件に適合することとする。 【佐賀型気候風土適応住宅の基準】		
一 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること		
イ 次の（1）及び（2）に該当すること		
(1) 外壁等の構造が次の(i)から(v)までのいずれかに該当すること		
(i) 告示第1項第一号ニ(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること		<input type="checkbox"/>
(ii) 片面を真壁造とした木構造であること		<input type="checkbox"/>
(iii) 外壁両側が乾式の真壁造であること		<input type="checkbox"/>
(iv) 校倉造り（丸太組等）で外壁両側が木材現しであること		<input type="checkbox"/>
(v) 主となる柱梁の接合方法が伝統的な継手仕口であること		<input type="checkbox"/>
(2) 内部の非構造部分が次の(i)から(iv)までのいずれかに該当すること		
(i) 告示第1項第一号ニ(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること		<input type="checkbox"/>
(ii) 居室の1部屋以上が半縁天井・網代天井又は養の子天井であること		<input type="checkbox"/>
(iii) 居室の1部屋以上が本壇又は単層無垢板張りであること		<input type="checkbox"/>
(iv) 屋内空間に1坪以上の土間（三和土）を設けていること		<input type="checkbox"/>
ロ 次の（1）から（6）までのうち、4項目以上に該当すること		
(1) 軒が深い軒庇（壁芯から垂木先端まで750mm以上）であること		<input type="checkbox"/>
(2) 軒裏が野地板現しであること		<input type="checkbox"/>
(3) 主となる屋根が棟を持つ4寸勾配以上の和瓦葺であること（軒先周り、下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）		<input type="checkbox"/>
(4) 外壁の仕上げが無垢板張り、漆喰等（砂漆喰・モルタル塗りを含む）であること		<input type="checkbox"/>
(5) 内部の建具の過半が地場製作による建具（引き戸を推奨）であること		<input type="checkbox"/>
(6) 内部の壁の過半を真壁造とし、仕上げが無垢板壁、塗壁等の自然素材によるものであること		<input type="checkbox"/>
二 建築計画について、次のイからルまでのうち、5項目以上に該当するものであること		
イ 対角・高低等通風に配慮した窓を設け、自然通風の取り込みに配慮した建築計画とすること		<input type="checkbox"/>
ロ すだれ・よしずの利用や下地窓・無双窓等の日射遮蔽及び通風を両立した開口があること		<input type="checkbox"/>
ハ 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地、広場等がある場合は、それらを活用することを含む）について、通風又は日差しに配慮した庭、樹木の配置又は木塀（ルーバー等）を設けていること		<input type="checkbox"/>
二 夏場には通風、冬場には日差しの取り入れを目的とした大きな窓（開口の高さ1800mm程度、幅3600mm程度）があること		<input type="checkbox"/>
ホ 居室の1部屋以上に断熱性能を持たせた部屋があること		<input type="checkbox"/>
ヘ 化石燃料由来のエネルギーを使わない暖房器具（薪ストーブ等）があること		<input type="checkbox"/>
ト 建具の開放により一体にできる二間続き部屋があること		<input type="checkbox"/>
チ 広縁付きの部屋があること		<input type="checkbox"/>
リ 使用する木材の過半を県産木材とすること		<input type="checkbox"/>
ヌ 地域の植生を活用した10%以上の緑化を行うこと		<input type="checkbox"/>
ル 地域の大工・建築職人を登用させていること		<input type="checkbox"/>
留意事項 次のイ及びロについて、設計者から申請者へ説明し、申請者が了承していること		
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イに規定された外皮基準に適合していないこと		<input type="checkbox"/>
ロ 上記の理由で住宅ローン減税の適用を受けることができないこと		<input type="checkbox"/>
※この基準によって気候風土適応住宅とする場合であっても、可能な限り断熱施工を行うことを原則とする。		
※周囲のまち並み等との調和に配慮すること		

#### (4) 佐賀型気候風土適応住宅の基準の確認審査

##### (審査・検査の考え方)

###### 1. 確認申請時

###### ①1号建築物、2号建築物の場合

- ・気候風土適応住宅に係る「国が定める基準（告示基準）」及び「佐賀型基準」チェックシートの添付
  - ・平面図、立面図、断面図等に適用基準の内容を記載
- ※適用箇所をチェックシートと照らし合わせができるよう明示
- ※準防火地域内の延焼ライン内では使用できない基準があることに留意
- ※構造規定を筋交い計算で行う場合、使用できない基準があることに留意

###### ②3号建築物の場合

- ・省エネ義務付け制度の確認・検査対象外のため上記の添付や記載は不要

###### 2. 完了検査時

- ・完了時に目視できない部分は写真の提示を求める
- ・適用した基準が外構等に及ぶ場合は、それらの工事完了後に検査を行う

##### (留意事項)

外皮基準に適合していないこと及び住宅ローン減税の適用を受けることができないことについて設計者から申請者へ説明する